

平成31年度 市民税・府民税申告の手引き

平成31年度 市民税・府民税申告書は、平成30年中（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）の全ての所得、控除などを申告するものです。平成31年度市民税・府民税を適正に計算する重要な資料となりますので、この手引きをよくお読みになって、申告書を記入してください。

申告が必要な人

平成31年1月1日現在京田辺市内に住所がある人で、次のA又はBのいずれかに該当する人

A 平成30年中に所得があった人 →申告書の書き方は、**3ページのA**をご覧ください。

ただし、次のような人は申告不要です。

・平成30年分の確定申告書を提出する人

・勤務先や年金支払者（日本年金機構など）から市に支払報告書が提出される場合で、給与や公的年金等以外に所得がない人

※源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除など）を受ける場合は、申告が必要です。

B 平成30年中に所得がなくても、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人 →申告書の書き方は、**8ページ**

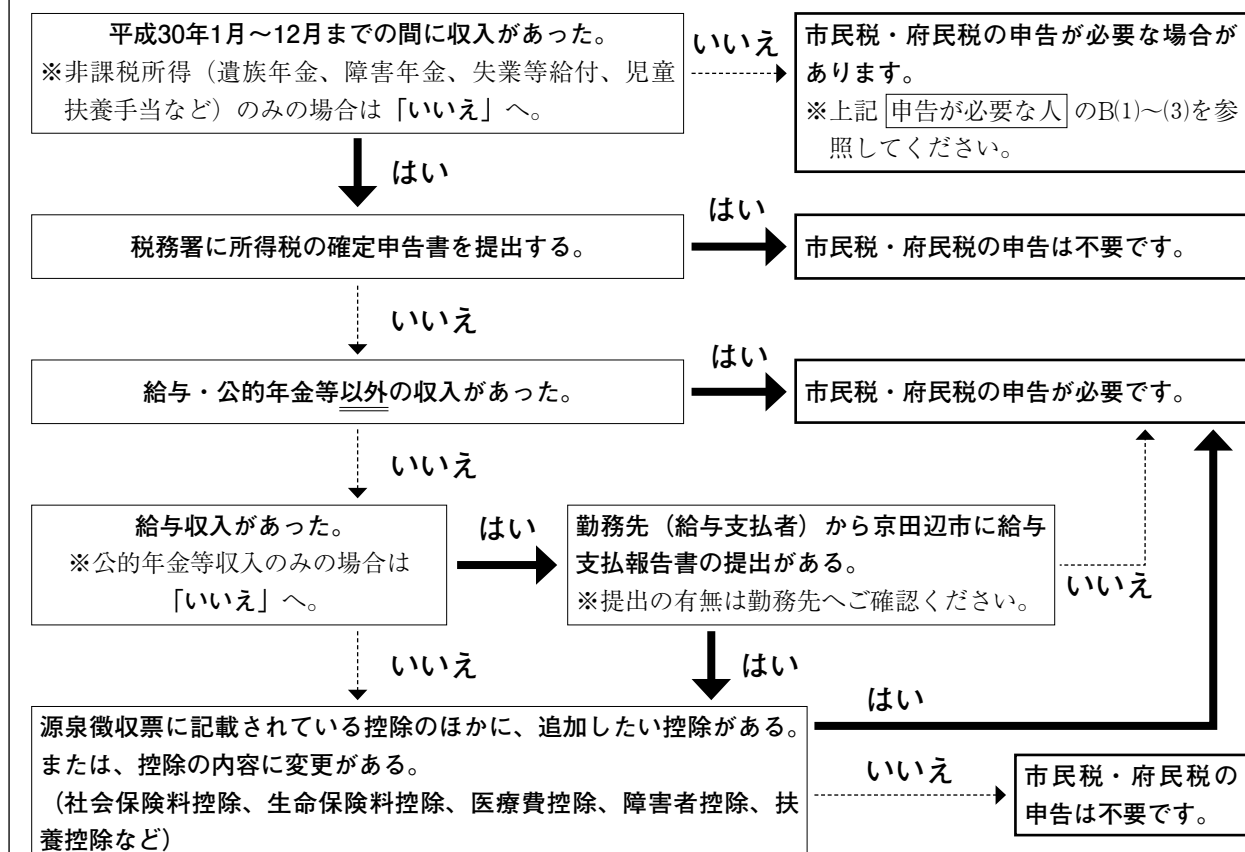
(1) 市内に住む親族の税法上の扶養親族に入っていない人 **のB**をご覧ください。

(2) 所得証明書などが必要な人

(3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者など

※国民健康保険に加入している19歳以上の人（平成31年1月1日現在）、後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者で非課税年金を受給している人や所得がない人などは、申告が必要です。

市民税・府民税申告が必要かどうかの目安



申告に必要なもの

※郵送による提出も受け付けています。(提出先は8ページをご覧ください。)

1 印鑑

2 本人確認ができるもの (下記(1)又は(2)のいずれか)

(1)マイナンバーカード ※写しを添付する場合には、両面の写しが必要です。

(2)マイナンバーを確認できる書類 (マイナンバー通知カード又はマイナンバー入りの住民票) 及び身元確認書類 (運転免許証や公的医療保険の被保険者証など)

3 収入金額や必要経費が分かるもの

給与や年金の源泉徴収票、報酬や生命保険などの支払調書、事業・不動産などの収支内訳書など

4 各種所得控除や税額控除を受けるために必要な証明書や領収書など

⇒詳しくは5~7ページを参照してください。

※源泉徴収票や各種控除の証明書などを紛失された人は、各書類の発行元に再発行を依頼してください。

申告書の書き方(記載例)

平成31年度 市民税・府民税申告書

受付印 (あて先)京田辺市長 提出年月日 年 月 日	現住所 京田辺市 田辺 80 1月1日現在の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 同上 フリガナ タナベ イチロウ	世帯主の氏名 田辺 一郎 世帯主との続柄 本人 電話番号 63-1122
	氏名 田辺 一郎	生年月日 西暦 明・大 24 年 1 月 1 日 (略)・平

必ず押印してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し引かれる金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	ヘルプメデイクーション税制を選択
	341,400	130,000	
⑫~⑬ 社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	社会保険等の種類		
	国民健康保険税	249,050	
	介護保険料	80,920	
	後期高齢者医療保険料		
⑭ 生命保険料控除	支払った金額		
	国民年金保険料	329,970	
	合計	329,970	
	新生命保険料の計(706)	108,000	
⑮ 地震保険料控除	旧生命保険料の計(702)		
	108,000		
⑯ 障害者控除	旧個人年金保険料の計(037)		
	36,000		
⑰ 配偶者特別控除	介護医療保険料の計(703)		
	36,000		
⑱ 扶養控除	地震保険料の計(041)		
	旧長期損害保険料の計(079)		
⑲~⑳ 配偶者控除	16 □ 寡婦(寡夫)控除		
	17 □ 勤労学生控除		
㉑ 扶養控除	18 □ 障害者控除		
	19 □ 配偶者特別控除		
㉒ 基礎控除	20 □ 配偶者特別控除		
	21 □ 扶養控除		
㉓ 基礎控除	22 □ 基礎控除		
	23 □ 基礎控除		

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

※市使用欄

市申告	入	力	照	合
-----	---	---	---	---

個人番号を正しく記入してください。

収入金額等	事業	業種	コード	金額	
1 収入金額等	営業等	ア	601		
	農業	イ	602	400,000	
	不動産	ウ	603		
	利子	エ	604		
	配当	オ	605	30,000	
	給与	カ	701	1,000,000	
	公的年金等	キ	096	2,800,000	
	その他	ク	606		
2 所得金額	雑				
	短期	ケ	-		
	長期	コ	-		
	一時	サ	-		
	事業	営業等	①	001	
	農業	②	002	△200,000	
	不動産	③	004		
	利子	④	005		
4 所得から差し引かれる金額	配当	⑤	006	30,000	
	給与	⑥	007	350,000	
	雑	⑦	008	1,600,000	
	総合譲渡一時	⑧	-		
	合計	⑨	-	1,780,000	
	雑損控除	⑩	011		
	医療費控除	⑪	012		
	社会保険料控除	⑫	013		
小規模企業共済等掛金控除	⑬	014			
生命保険料控除	⑭	015			
地震保険料控除	⑮	018			
寡婦(寡夫)控除	⑯	-			
勤労学生、障害者控除	⑰	-			
配偶者控除	⑱	-			
配偶者特別控除	⑳	039			
扶養控除	㉑	-			
基礎控除	㉒	-	330,000		
合計	㉓	-			

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・府民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。

裏面にも記入する欄がありますから注意してください。

5 ページ参照

6 ページ参照

7 ページ参照

3~4 ページ参照

申告書の書き方

A 平成30年中に所得があった人の申告

申告書表面「1 収入金額等」及び「2 所得金額」の内容については、下記をご覧の上、ご記入ください。

1 収入金額等・2 所得金額

※税制改正により変更となる場合があります。

収入金額等 …平成30年中の収入となることが確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。）を申告書表面の「1 収入金額等」欄に記入してください。ただし、給与、公的年金等、配当、原稿料などは手取額ではなく、所得税その他諸控除額を差し引く前の金額です。
必要経費 …収入を得るために直接に要した費用などです。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運搬費などを指し、日常生活に要した生活費や所得税、市民税・府民税などは含まれません。
所得金額 …収入金額から必要経費を差し引いた金額が原則です。所得の種類によって算出方法が異なりますので、次の表を参照して、申告書表面の「2 所得金額」欄に記入してください。

※次の表の①～⑧及びア～サは、申告書表面の「1 収入金額等」欄（ア～サ）及び「2 所得金額」欄（①～⑧）に対応しています。

※収支内訳書の様式が必要な場合又は源泉徴収票がない場合は、お問い合わせください。

所得の種類	所得の内容	所得金額の算出方法
事業	① 営業等 販売業、飲食店業などから生ずる所得又は自由職業（医師、弁護士、作家、外交員、大工など）などから生ずる所得（農業以外の事業から生ずる所得） ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」もご記入ください。 【添付書類】収支内訳書	① 所得金額＝ 収入金額ア－必要経費
	② 農業 農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育などから生ずる所得 【添付書類】収支内訳書	② 所得金額＝ 収入金額イ－必要経費
③ 不動産	地代、家賃、借地権設定などから生ずる所得 ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」もご記入ください。 【添付書類】収支内訳書	③ 所得金額＝ 収入金額ウ－必要経費
④ 利子	預貯金・公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得（ただし、所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得や、所得税で非課税とされる障害者などの少額預金などの利子所得については申告する必要はありません。） 【添付書類】収入の分かるもの	④ 所得金額＝収入金額エ
⑤ 配当 ※7ページ参照	法人から受ける利益配当、剰余金の分配、基金利息及び証券投資信託の収益の分配による所得 ※あらかじめ住民税が差引きされている配当などについては申告しないことを選択できます。申告する場合は、申告書裏面の「15 上場株式等の配当等又は上場株式等の譲渡等の控除及び課税方式に関する事項」もご記入ください。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑤ 所得金額＝ 収入金額オ－必要経費 （株式の元本所得に要した負債の利子）
⑥ 給与 ※4ページ参照	給料、賃金、賞与などの所得 【添付書類】源泉徴収票など収入の分かるもの ※源泉徴収票を添付できない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄もご記入ください。	⑥ 所得金額＝ 収入金額カ －給与所得控除額
⑦ 雑	公的年金等 ※4ページ参照 国民年金、厚生年金、企業年金、公務員の共済年金、恩給などに係る所得（ただし、遺族年金・障害年金などは非課税年金となります。） 【添付書類】源泉徴収票	⑦ 所得金額＝(a)+(b) 収入金額キ －公的年金等控除額 …(a)
	その他 個人年金、原稿料など他の所得にあてはまらない所得 ※申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する所得」もご記入ください。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	収入金額ク －必要経費 …(b)
⑧ 総合譲渡 一時	船舶、自動車、機械器具、書画、骨とう、特許権、著作権などの譲渡による所得（特別控除額は、通常の場合は50万円ですが、取用があった場合などには特例を受けることができます。） ・短期譲渡所得…保有期間5年以内で譲渡した場合 ・長期譲渡所得…5年を超える期間に渡って保有して譲渡した場合 【添付書類】収入と経費の分かるもの 生命保険契約などに基づく一時金、損害保険契約などに基づく満期戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪などの払戻金などのような一時的な所得（特別控除額は、通常の場合は50万円です。） 【添付書類】収入と経費の分かるもの ※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に明細をご記入ください。	⑧ 所得金額＝ ケ＋{(コ＋サ)×1/2} 総合譲渡短期ケ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 総合譲渡長期コ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 一時サ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額

◎給与収入があった場合

(1)一年間の収入の合計額（給与所得の源泉徴収票の支払金額欄の金額）を、申告書表面の「給与カ」に記入してください。

【申告書の書き方（例）】

給与カ	701	1,000,000
-----	-----	-----------

(2)源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は(1)の給与収入額から、次の速算表を参考に給与所得金額を計算し、申告書表面の「給与⑥」に記入してください。

【申告書の書き方（例）】

給与⑥	007	350,000
-----	-----	---------

【給与所得金額の速算表】

給与等の収入金額(A)	給与所得金額	給与等の収入金額(A)	給与所得金額
650,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	(A÷4) [*] ×2.4
651,000円～1,618,999円	A-65万円	1,800,000円～3,599,999円	(A÷4) [*] ×2.8-18万円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～6,599,999円	(A÷4) [*] ×3.2-54万円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～9,999,999円	A×0.9-120万円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円以上	A-220万円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		

※(A÷4)は千円未満切捨て

※源泉徴収票を添付できない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に、1月～12月の日給、勤務日数、月収、賞与など、一年間の収入の合計額、勤務先に関する事項を記入してください（手取額ではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で記入します）。

※源泉徴収票を添付できない場合は、別に必要書類がありますのでお問い合わせください。

6 給与所得の内訳

月	日給	勤務日数	月収
1	5,600円	15	84,000円
2	5,600	16	89,600
12	5,600	15	84,000
賞与等			100,000円
合計			1,000,000
勤務先所在地			(株)○×
勤務先名			京田辺市△△△
電話番号			0774-○○-××△△

◎公的年金等の収入があった場合

(1)公的年金等の源泉徴収票の支払金額欄の金額を、申告書表面の「公的年金等キ」に記入してください（複数ある場合は合計してください）。

【申告書の書き方（例）】

公的年金等キ	096	2,800,000
--------	-----	-----------

(2)(1)の公的年金等収入金額から、次の速算表を参考に雑所得金額を計算し、申告書表面の「雑⑦」に記入してください（その他雑所得がある場合は合計してから記入してください）。

【申告書の書き方（例）】

雑⑦	008	1,600,000
----	-----	-----------

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

昭和29年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)		昭和29年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	
公的年金等の収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得	公的年金等の収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得
1,200,000円まで	0円	700,000円まで	0円
1,200,001円～3,299,999円	B-1,200,000円	700,001円～1,299,999円	B-700,000円
3,300,000円～4,099,999円	B×0.75-375,000円	1,300,000円～4,099,999円	B×0.75-375,000円
4,100,000円～7,699,999円	B×0.85-785,000円	4,100,000円～7,699,999円	B×0.85-785,000円
7,700,000円以上	B×0.95-1,555,000円	7,700,000円以上	B×0.95-1,555,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
(フリガナ)	(フリガナ)	氏名	
		(1)	(2)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
	1,000,000円	350,000円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数
有 無 等	老人	特定 老人 その他	障害者の数(本人を除く)
			特別 その他
			非居住者である親族の数

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	生年月日	明治	大正	昭和	平成
(フリガナ)	(フリガナ)		年	年	月	日
区分	支払金額	源泉徴収税額				
所得税法第203条の3第1号適用分	2 800千 000円					
所得税法第203条の3第2号適用分						
所得税法第203条の3第3号適用分						
所得税法第203条の3第4号適用分						
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別 障害者	その他 障害者	一般 老人	特定 老人	その他	特別	その他

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※税制改正により変更となる場合があります。

<p>⑩雑損控除</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（平成30年中の所得金額が38万円以下の人）が、平成30年中に災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた場合や、あなたがこれらの災害に関連してやむを得ない支出をした場合</p> <p>◎控除額は次のA・Bいずれか多い方の額 A：(損害金額－補てん金額)－総所得金額等×10% B：災害関連支出金額－5万円</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1" data-bbox="933 156 1492 280"> <thead> <tr> <th></th> <th>損害の原因</th> <th>損害年月日</th> <th>損害を受けた資産の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">⑩ 雑損控除</td> <td>台風</td> <td>30・9・4</td> <td>家屋</td> </tr> <tr> <td>損害金額</td> <td>保険金などで補填される金額</td> <td>差引損失のうち災害関連支出の金額</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円</td> <td>600,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付書類】 損失額の明細・領収書・り災証明など</p>		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	⑩ 雑損控除	台風	30・9・4	家屋	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失のうち災害関連支出の金額	1,000,000円	600,000円	400,000円													
	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類																										
⑩ 雑損控除	台風	30・9・4	家屋																										
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失のうち災害関連支出の金額																										
	1,000,000円	600,000円	400,000円																										
<p>⑪医療費控除</p> <p>◎従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を受けることはできません。どちらかを選択した場合、その年は控除の選択を変更することはできません。</p>	<p>《従来の医療費控除》あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが平成30年中に支払った医療費が、一定金額以上ある場合</p> <p>◎控除額（限度額200万円） (支払った医療費－保険金等による補てん額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額)</p> <p>【添付書類】医療費控除の明細書</p> <p>《セルフメディケーション税制》あなたが平成30年中に人間ドックや予防接種などを受診し、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成30年中に支払ったこの税制の対象となる医薬品の購入費が1万2千円以上ある場合</p> <p>◎控除額（限度額8万8千円） (支払った医薬品の購入金額－保険金等による補てん額)－1万2千円</p> <p>【添付書類】セルフメディケーション税制の明細書及び健康診断や人間ドック、予防接種などを受けたことを明らかにする領収書や結果通知表（勤務先名称や保険者名が記載されたもの）など</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1" data-bbox="933 459 1492 537"> <thead> <tr> <th>⑪</th> <th>支払った医療費等</th> <th>保険金などで補填される金額</th> <th>セルフメディケーション税制を選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費控除</td> <td>341,400円</td> <td>130,000円</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>※セルフメディケーション税制による医療費控除を選択する場合は、「セルフメディケーション税制を選択」の□にチェックしてください。</p>	⑪	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	セルフメディケーション税制を選択	医療費控除	341,400円	130,000円	<input type="checkbox"/>																			
⑪	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	セルフメディケーション税制を選択																										
医療費控除	341,400円	130,000円	<input type="checkbox"/>																										
<p>⑫社会保険料控除</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（健康保険料、国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）で、あなたが平成30年中に支払ったものがある場合</p> <p>配偶者やその他の扶養親族の給与・公的年金等から直接差し引かれた社会保険料は除きます。</p> <p>◎控除額は支払った全額</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1" data-bbox="933 963 1492 1176"> <thead> <tr> <th>⑫～⑬</th> <th>社会保険等の種類</th> <th>支払った金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除</td> <td>国民健康保険税</td> <td>249,050円</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>80,920</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>329,970</td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付書類】支払額の証明書</p>	⑫～⑬	社会保険等の種類	支払った金額	社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税	249,050円	介護保険料	80,920	後期高齢者医療保険料		国民年金保険料			合計	329,970												
⑫～⑬	社会保険等の種類	支払った金額																											
社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税	249,050円																											
	介護保険料	80,920																											
	後期高齢者医療保険料																												
	国民年金保険料																												
	合計	329,970																											
<p>⑬小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>あなたが平成30年中に支払った小規模企業共済制度に基づく第一種共済の掛金、確定拠出年金法の企業型及び個人型年金加入者掛金や、府・市が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合</p> <p>◎控除額は支払った全額</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1" data-bbox="933 1265 1492 1467"> <thead> <tr> <th>⑫～⑬</th> <th>社会保険等の種類</th> <th>支払った金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除</td> <td>国民健康保険税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>180,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付書類】支払額の証明書</p>	⑫～⑬	社会保険等の種類	支払った金額	社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税	円	介護保険料		後期高齢者医療保険料		国民年金保険料		小規模企業共済	180,000		合計	180,000										
⑫～⑬	社会保険等の種類	支払った金額																											
社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税	円																											
	介護保険料																												
	後期高齢者医療保険料																												
	国民年金保険料																												
	小規模企業共済	180,000																											
	合計	180,000																											
<p>⑭生命保険料控除</p> <p>◎控除額は7ページを参照</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約などのために、あなたが平成30年中に支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合</p>	<p>【申告書の書き方（例）】 控除額ではなく支払額を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="933 1579 1492 1758"> <thead> <tr> <th rowspan="4">⑭</th> <th colspan="2">新生命保険料の計（706）</th> <th colspan="2">旧生命保険料の計（702）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>108,000円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">新個人年金保険料の計（705）</th> <th colspan="2">旧個人年金保険料の計（037）</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">介護医療保険料の計（703）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">36,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険契約の区分は生命保険会社などが発行する控除証明書に表示されています。 【添付書類】控除証明書</p>	⑭	新生命保険料の計（706）		旧生命保険料の計（702）			円		108,000円	新個人年金保険料の計（705）		旧個人年金保険料の計（037）			円		円		介護医療保険料の計（703）					36,000円			
⑭	新生命保険料の計（706）			旧生命保険料の計（702）																									
		円			108,000円																								
	新個人年金保険料の計（705）			旧個人年金保険料の計（037）																									
		円		円																									
	介護医療保険料の計（703）																												
	36,000円																												
<p>⑮地震保険料控除</p> <p>◎控除額は7ページを参照</p>	<p>あなたが損害保険契約などについて、平成30年中に支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合。平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約など（保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど）で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものを含みます。</p>	<p>【申告書の書き方（例）】 控除額ではなく支払額を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="933 1926 1492 2004"> <thead> <tr> <th>⑮</th> <th>地震保険料の計（041）</th> <th>旧長期損害保険料の計（079）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険料控除</td> <td>9,200円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険契約の区分は損害保険会社などが発行する控除証明書に表示されています。 【添付書類】控除証明書</p>	⑮	地震保険料の計（041）	旧長期損害保険料の計（079）	地震保険料控除	9,200円	0円																					
⑮	地震保険料の計（041）	旧長期損害保険料の計（079）																											
地震保険料控除	9,200円	0円																											

<p>①⑥ 寡婦 (寡夫) 控除</p> <p>寡婦</p> <p>特定の寡婦</p> <p>寡夫</p>	<p>平成30年12月31日現在、次のいずれかに該当する人 ◎控除額26万円</p> <p>(1)夫と死別・離婚後婚姻していない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族や、平成30年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされる人は除く。)のある人</p> <p>(2)夫と死別してから婚姻していない人や夫が生死不明などの人で、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>上記(1)の寡婦に該当する人で、扶養親族である子があり、かつ、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の人 ◎控除額30万円</p> <p>平成30年12月31日現在、次の全てに該当する人 ◎控除額26万円</p> <p>(1)妻と死別・離婚後婚姻していない人や妻が生死不明の人で、平成30年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされる人は除く。)のある人</p> <p>(2)平成30年中の合計所得金額が500万円以下の人</p>	<p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1" data-bbox="941 112 1500 201"> <tr> <td>①⑥~①⑦</td> <td>①⑥ <input checked="" type="checkbox"/>寡婦(寡夫)控除</td> <td>①⑦ <input type="checkbox"/>勤労学生控除</td> </tr> <tr> <td>寡婦(寡夫)、 勤労学生控除</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>死別 <input type="checkbox"/>生死不明</td> <td>(学校名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>離婚 <input type="checkbox"/>未帰還</td> <td></td> </tr> </table> <p>該当する箇所をチェックしてください。</p>	①⑥~①⑦	①⑥ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	①⑦ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	<input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	(学校名)		<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還								
①⑥~①⑦	①⑥ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	①⑦ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除																
寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	<input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	(学校名)																
	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還																	
<p>①⑦ 勤労学生控除</p>	<p>平成30年12月31日現在、学校教育法などに規定する学校の学生・生徒などであり、平成30年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の場合 ◎控除額26万円</p>	<p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1" data-bbox="941 660 1500 750"> <tr> <td>①⑥~①⑦</td> <td>①⑥ <input type="checkbox"/>寡婦(寡夫)控除</td> <td>①⑦ <input checked="" type="checkbox"/>勤労学生控除</td> </tr> <tr> <td>寡婦(寡夫)、 勤労学生控除</td> <td><input type="checkbox"/>死別 <input type="checkbox"/>生死不明</td> <td>(学校名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>離婚 <input type="checkbox"/>未帰還</td> <td>〇〇〇大学</td> </tr> </table> <p>【添付又は提示書類】 在学証明書・学生証</p>	①⑥~①⑦	①⑥ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	①⑦ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除	寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	(学校名)		<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	〇〇〇大学							
①⑥~①⑦	①⑥ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	①⑦ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除																
寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	(学校名)																
	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	〇〇〇大学																
<p>①⑧ 障害者控除</p>	<p>平成30年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者その他の扶養親族が、次のいずれかに該当する場合など</p> <p>(1)特別障害者…障害者のうち、身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどの身体又は精神に重度の障害のある人 ◎控除額30万円</p> <p>(2)同居特別障害者…同一生計配偶者、扶養親族が(1)に該当し、かつ、あなたやあなたの配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている人 ◎控除額53万円</p> <p>(3)その他の障害者…(1)(2)以外の障害者 ◎控除額26万円</p> <p>※身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも65歳以上で介護保険の要介護認定などを受け、障害の程度が障害者に準ずるものとして「障害者控除対象認定書」の交付を受けている場合は控除を受けることができます。</p>	<p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1" data-bbox="941 840 1500 996"> <tr> <td rowspan="2">①⑧ 障害者控除</td> <td>フリガナ</td> <td>タナベ マツコ</td> <td rowspan="2">障害の程度</td> <td rowspan="2">身体1</td> <td rowspan="2">級度</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>田辺 松子</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①⑧ 障害者控除</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td rowspan="2">障害の程度</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">級度</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>【添付又は提示書類】 障害者手帳など</p>	①⑧ 障害者控除	フリガナ	タナベ マツコ	障害の程度	身体1	級度	氏名	田辺 松子	①⑧ 障害者控除	フリガナ		障害の程度		級度	氏名	
①⑧ 障害者控除	フリガナ	タナベ マツコ		障害の程度	身体1				級度									
	氏名	田辺 松子																
①⑧ 障害者控除	フリガナ		障害の程度		級度													
	氏名																	
<p>①⑨ 配偶者控除</p> <p>※①⑨配偶者控除と②⑩配偶者特別控除の両方を受けられません。</p> <p>◎控除額は8ページを参照</p>	<p>あなたに同一生計配偶者がいる場合。同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は除く。)で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の人をいいます。年の途中で亡くなった人を含み、他の人の扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。あなたの平成30年中の合計所得金額が900万円(給与収入金額1,120万円)超の場合、その所得額に応じて配偶者控除額が減少・消失します。</p>	<p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1" data-bbox="941 1355 1500 1489"> <tr> <td rowspan="2">①⑨~②⑩ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者</td> <td>フリガナ</td> <td>タナベ ハナコ</td> <td rowspan="2">生年月日</td> <td rowspan="2">西暦 年・大 平 24・2・2</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>田辺 花子</td> <td>配偶者の 合計所得金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)</td> </tr> </table> <p>※個人番号の記入が必要です。 ※同一生計配偶者が別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。 ※同一生計配偶者がいる場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックしてください。</p>	①⑨~②⑩ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ	生年月日	西暦 年・大 平 24・2・2	氏名	田辺 花子	配偶者の 合計所得金額	円		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)			
①⑨~②⑩ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ		生年月日	西暦 年・大 平 24・2・2													
	氏名	田辺 花子	配偶者の 合計所得金額			円												
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)															
<p>②⑩ 配偶者特別控除</p> <p>◎控除額は8ページを参照</p>	<p>あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の平成30年中の合計所得金額が38万円超、123万円以下のとき、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除が受けられます。年の途中で亡くなった人を含み、同一生計配偶者や他の人の扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けている場合は控除を受けることはできません。</p>	<p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1" data-bbox="941 1803 1500 1937"> <tr> <td rowspan="2">①⑨~②⑩ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者</td> <td>フリガナ</td> <td>タナベ ハナコ</td> <td rowspan="2">生年月日</td> <td rowspan="2">西暦 年・大 平 24・2・2</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>田辺 花子</td> <td>配偶者の 合計所得金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)</td> </tr> </table> <p>※個人番号の記入が必要です。 ※配偶者の合計所得金額を記入してください。 ※配偶者が別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。</p>	①⑨~②⑩ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ	生年月日	西暦 年・大 平 24・2・2	氏名	田辺 花子	配偶者の 合計所得金額	円		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)			
①⑨~②⑩ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ		生年月日	西暦 年・大 平 24・2・2													
	氏名	田辺 花子	配偶者の 合計所得金額			円												
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)															

②扶養控除

あなたに扶養親族がいる場合。扶養親族とは、あなたと生計を一にする扶養親族（16歳未満は除く。）で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の人をいいます。年の中途中で亡くなった人を含み、他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。

※16歳未満（平成15年1月2日以降に生まれた人）の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除は平成24年度から廃止されましたが、非課税限度額の算定に必要となりますので忘れずに記入してください。

◎控除額は8ページを参照

【申告書の書き方（例）】

②	扶養控除	1	氏名	タナベ マツコ	生年月日	西暦	平成	3	1	5	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	母	控除額	万円		
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	14			
		2	氏名		生年月日	西暦	平成						<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額	
		個人番号															
3	扶養控除	3	氏名		生年月日	西暦	平成				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額			
		個人番号															
		4	氏名		生年月日	西暦	平成					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額		
		個人番号															
16歳未満の扶養親族	控除対象外	1	氏名		生年月日	西暦	平成				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額			
		個人番号															
		2	氏名		生年月日	西暦	平成					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額		
		個人番号															
3	扶養控除	3	氏名		生年月日	西暦	平成				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額			
		個人番号															

※個人番号の記入が必要です。
※扶養親族が別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。

14 寄附金に関する事項

平成30年中に下記団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に申告書裏面「14 寄附金に関する事項」に金額を記入してください。

- ①都道府県・市町村・特別区（ふるさと納税）
- ②京都府共同募金会・日本赤十字社京都府支部
- ③京都府が条例により指定した団体

【添付書類】寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など
※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請していても、申告書に記載がない場合は、寄附金税額控除が適用されませんので、ご注意ください。

【申告書の書き方（例）】

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（ふるさと納税）	086	100,000	円
京都府の共同募金会、日本赤十字社支部分	087		
京都府条例指定分	089		

支出した金額に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額の合計を記入してください。

15 上場株式等の配当等又は上場株式等の譲渡等の控除及び課税方式に関する事項

特定上場株式等の配当等や特定株式等の譲渡所得等について、市民税・府民税において所得税と異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に市民税・府民税申告書の提出が必要です。

申告書裏面「15 上場株式等の配当等又は上場株式等の譲渡等の控除及び課税方式に関する事項」に必要事項を記入してください。

【添付書類】確定申告書の写し、特定口座年間取引報告書の写しなど

【申告書の書き方（例）】

15 上場株式等の配当等又は上場株式等の譲渡等の控除及び課税方式に関する事項

上場株式等の配当所得等	<input checked="" type="checkbox"/> 申告不要制度を選択（全部・一部）			
	<input type="checkbox"/> 総合課税を選択 配当所得等	円	配当割額控除額	円
	<input type="checkbox"/> 分離課税を選択 配当所得等	円	配当割額控除額	円
上場株式等の譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要制度を選択（全部・一部）			
	<input type="checkbox"/> 分離課税を選択 譲渡所得等	円	株式等譲渡所得割額控除額	円

●生命保険料控除額⑭

(1)新契約（平成24年1月1日以後に締結した契約）による保険料を支払った場合

支払金額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円（限度額）

※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（全体の限度額70,000円）

(2)旧契約（平成23年12月31日以前に締結した契約）による保険料を支払った場合

支払金額	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円（限度額）

●地震保険料控除額⑮

(1)地震保険料のみを支払った場合

支払金額	控除額
50,000円以下	支払金額×1/2
50,001円以上	25,000円（限度額）

(2)旧長期損害保険料のみを支払った場合

支払金額	控除額
5,000円以下	全額
5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
15,001円以上	10,000円（限度額）

※地震保険料、旧長期損害保険料ともに支払った場合は、両方の控除額の合計額（限度額25,000円）。

ただし、一つの損害保険契約に基づき地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、いずれか一方の控除となります。

●配偶者控除額⑱

合計所得金額	控除額	
	配偶者控除	老人配偶者控除(※)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	

※老人配偶者控除：配偶者控除の対象となる配偶者のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上）

●配偶者特別控除額⑳

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円

●扶養控除額㉑

区 分		控除額
一 般	昭和24年1月2日～平成8年1月1日生 平成12年1月2日～平成15年1月1日生	33万円
特 定	平成8年1月2日～平成12年1月1日生 (年齢19歳以上23歳未満)	45万円
老 人	昭和24年1月1日以前生 (年齢70歳以上)	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属であつたあなたやあなたの配偶者と同居を常況としている人	45万円

B 前年中に所得がなかった人の申告（遺族年金・障害年金のみの人を含む。）

(1)平成30年中に収入がなかった場合又は非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみであった場合、申告書裏面の「○前年中に所得のなかった人」欄の当てはまる項目の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

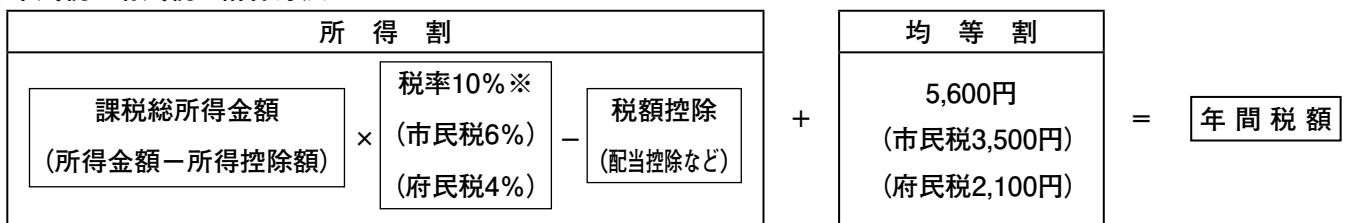
【申告書の書き方（例）】

(2)同一生計配偶者や扶養親族がいる場合は、6・7ページを参照して、申告書表面⑱～㉑欄を記入してください。

○前年中に所得のなかった人

① 次の人に扶養されていた。 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主と同じ 住所 氏名 続柄	5 無職であった。 (無職期間) 年 月 日～ 年 月 日 (雇用保険受給期間) 年 月 日～ 年 月 日
2 非課税年金を受給していた。 イ 遺族年金 ロ 障害年金 ハ その他()	6 その他 昨年中の生活状況を記入してください。
3 生活保護を受けていた。 年 月 日～ 年 月 日	
4 学生であった。 学校名 学年 卒業予定年 年 月	

◎市民税・府民税の計算方法



※退職所得、山林所得、土地建物・株などの譲渡所得、先物取引に係る所得などについては特別の税額計算を行います。

◎非課税の範囲

- (1)均等割も所得割も非課税の人
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
 - 前年の合計所得金額が次の金額以下の人（均等割非課税限度）
扶養親族がない人…31万5千円
扶養親族がある人…31万5千円×（扶養親族数+1）+18万9千円
- (2)所得割が非課税の人
- 前年の総所得金額が次の金額以下の人（所得割非課税限度）
扶養親族がない人…35万円
扶養親族がある人…35万円×（扶養親族数+1）+32万円
- ※非課税限度の算定は年少扶養親族（16歳未満）の人数を含みます。

(問い合わせ先・申告書提出先)

**京田辺市役所
市民部税務課**

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

TEL(0774)64-1317(直通)